

全ての子供たちに本との出会いを

埼玉県
子供読書活動推進計画
(第五次)



令和6年7月
埼玉県教育委員会

はじめに

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくために欠かすことのできないものです。

本県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）第9条第1項に基づき、平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、5年ごとに計画を改定しながら、平成31年3月に「埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）」を策定し、子供の読書活動を推進してきました。

近年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備、少子高齢社会の到来、急速なグローバル化の進展、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けたデジタル技術の発展など、社会が大きく転換していく中で、子供たちの、社会の変化に対応し自ら課題を発見し解決する力や、多様な価値観を持つ人々と協働しながら新たな価値を創造する力を育むことが求められています。

また、令和5年3月には、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、子供たちの読書習慣の形成や読書への関心を高める取組を充実することが述べられています。

このような状況を踏まえ、本県では、これまでの成果を検証するとともに、様々な環境に置かれた子供たちに本との出会いを創出していくことを基本に計画改定を進め、令和6年度からの5年間に取り組む施策を「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」として策定しました。

本計画では、家庭、地域、学校による取組を通じて、子供たちの発達段階に応じた読書習慣の形成を図るとともに、より多くの人々が子供の読書活動に関わり、県内の子供読書活動が一層活発になることを目指しております。

県といたしましては、関係部局や機関、市町村などと連携を深めながら、次の時代を担う全ての子供たちが本と出会うことで、自らの人生を豊かにできるよう、様々な施策を着実に進めてまいりますので、県民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、埼玉県子供読書活動推進会議委員の皆様には、貴重な御提言を頂きましたことに深く感謝申し上げます。

令和6年7月

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県子供読書活動推進計画（第五次） ～ 全ての子供たちに本との出会いを ～

目 次

はじめに

第1章 第五次計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画の期間と対象.....	1
第2章 第四次計画期間における取組状況	2
1 第四次計画の概要.....	2
2 全体目標の達成状況.....	3
3 五つの施策の目標達成状況.....	4
施策1 家庭における子供の読書活動の推進.....	4
施策2 地域における子供の読書活動の推進.....	5
施策3 学校等における子供の読書活動の推進.....	5
施策4 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進.....	6
施策5 子供が読書に親しむ推進体制の整備.....	7
第3章 子供の読書活動を取り巻く状況	8
1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律.....	8
2 教育におけるデジタル化の進展.....	8
3 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」.....	8
4 学習指導要領の改訂と実施.....	8
5 こども基本法の成立.....	9
6 国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」.....	9
7 国及び県における新たな教育振興基本計画.....	9
第4章 基本方針と取組の視点	11
1 基本方針 不読率の低減.....	11
2 取組の視点.....	11
視点1 多様な子供たちの読書機会の確保.....	11
視点2 デジタル社会に対応した読書環境の整備.....	12
視点3 子供の視点に立った読書活動の推進.....	12
視点4 地域と連携した読書活動の拡大.....	12

第5章 施策と指標	13
1 施策.....	13
施策1 家庭における子供の読書活動の推進	13
施策2 地域における子供の読書活動の推進	14
施策3 学校等における子供の読書活動の推進.....	15
施策4 子供の読書活動の横断的推進	16
(1) 連携・協力の推進.....	16
(2) 人材育成の推進.....	17
(3) 普及啓発の推進.....	18
(4) 子供の読書への関心を高める取組の推進	19
(5) 推進体制の充実.....	20
2 全体目標と施策ごとの指標.....	21

第1章 第五次計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

本県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）の制定と国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月）の策定を受け、平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」を、平成21年3月には同第二次計画、平成26年7月には「埼玉県子供読書活動推進計画（第三次）」を、そして平成31年3月には「埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）」（以下「第四次計画」という。）を策定し、子供が読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めてきました。

第四次計画策定後には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）の制定や、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（以下「第6次学校図書館計画」という。）が策定（令和4年1月）されました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末などの学校のICT環境整備といった、子供の読書活動へ影響を与え得る環境の変化がありました。

このような中、令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」が閣議決定されました。

県では、こうした状況を踏まえ、県内全ての子供たちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう、全ての子供の読書活動の更なる推進を図る「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に基づき、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）を基本とするとともに、本県における子供の読書活動の推進を図るものです。

また、「埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和4年度～令和8年度）」及び「第4期埼玉県教育振興基本計画（令和6年度～令和10年度）」を踏まえた、子供の読書活動の推進に関する実施計画となっています。

市町村においては、同法第9条第2項により国の計画及び本計画を基本にするとともに、地域の実情を踏まえ、市町村における子供の読書活動の推進に関する計画の策定に努めることとされています。

3 計画の期間と対象

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。また、本計画における「子供」とは、おおむね18歳以下の者をいいます。

第2章 第四次計画期間における取組状況

1 第四次計画の概要

第四次計画では、「すべての子供たちに本との出会いを」創出することを実現させるため、子供の読書活動の習慣化を全体目標とし、三つの基本方針を定めました。

また、推進の柱として五つの施策を定め、家庭、地域、学校における子供の読書活動の推進に係る様々な取組を実施するとともに、啓発や広報、推進体制の整備に努めました。

(図1-1) 第四次計画の概要

全体目標	子供の読書活動の習慣化を推進
基本方針	家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進 子供が読書に親しむ推進体制の充実
施策 (推進の柱)	1.家庭における子供の読書活動の推進 2.地域における子供の読書活動の推進 3.学校等における子供の読書活動の推進 4.子供の読書活動に関する啓発・広報の推進 5.子供が読書に親しむ推進体制の充実

(図1-2) 第四次計画の目標

全体目標	「埼玉県学力・学習状況調査」における 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合	小学生 7.8%以下 中学生 12.8%以下
数値目標	1.乳幼児と保護者がともに読書に親しむ事業の実施率 2.県内公立図書館における子供一人当たりの貸出冊数 3.県立高校における読書活動推進に向けた取組の実施率 4.「子ども読書の日」関連行事の県内市町村実施率 5.「子ども読書活動推進計画」の県内市町村策定率	100% 14.6冊 100% 100% 100%

2 全体目標の達成状況

(1) 全体目標

「埼玉県学力・学習状況調査」における「1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合¹」を、5年間で平成30年度比25%減少させることを目指し、小学生は7.8%以下、中学生は12.8%以下とすること

(2) 達成状況

令和5年度時点で、1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合は、小学生は14.7%、中学生は20.7%となりました。

(図1-3) 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合(%) (上段:小学生 下段:中学生)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
10.3	10.9	12.1	12.4	14.6	14.7	7.8以下

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
17.0	16.7	18.5	16.8	19.9	20.7	12.8以下

(埼玉県学力・学習状況調査)

(3) 課題

1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合は増加しています。

また、近年は電子書籍が普及し²、子供の読書活動に変化が生じている可能性があります。

子供の読書習慣の形成を目指す上では、電子書籍による読書環境の変化を踏まえて把握し、1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合を減らすことが重要な課題です。

なお、同質問に「11冊以上読む」と回答した児童生徒の割合は小学生で18.8%、中学生は6.2%となっており、平成30年度の調査結果と比較するといずれも微減傾向にあります。

多読傾向にある児童生徒が、読書活動に親しめる機会を検討することも重要です。

(図1-4) 1か月に読む本の冊数(教科書・参考書、漫画・雑誌、電子書籍を除く)



(埼玉県学力・学習状況調査)

¹ 教科書、参考書、漫画、雑誌を除く。電子書籍は含まない。小学校4年生~6年生、中学校1年生~3年生が対象。当該質問紙調査が実施された平成28年度以降、小・中学校ともに横ばい傾向となっているが、各年5%程度、5年間で25%の減少を目指した。

² 日本の出版販売額(出版科学研究所 ONLINE (<https://shuppankagaku.com/statistics/japan/>))

3 五つの施策の目標達成状況

施策1 家庭における子供の読書活動の推進

(1) 数値目標

県内市町村における読み聞かせなど乳幼児と保護者がともに読書に親しむ事業³の実施率を100%とすること

(2) 主な取組

- ・乳幼児から読書に親しむきっかけとなる取組の推進
- ・「埼玉県家庭教育アドバイザー」による啓発活動の充実
- ・「子ども読書支援センター⁴」（県立図書館）による保護者への支援

(3) 達成状況

令和5年度時点では、37市町村、58.7%の実施率となりました。

(図1-5) 乳幼児と保護者がともに読書に親しむ事業の実施率（上段：市町村数 下段：%）

平成29年度	→	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
53		48	-	45	15	27	37	63
84.1		76.2	-	71.4	23.8	42.9	58.7	100

※下欄の「%」は、63市町村に対する割合を示す

※令和元年度までは前年度実績調査、令和2年度以降は当年度調査となったため、令和元年度数値なし

(県立久喜図書館・生涯学習推進課調査)

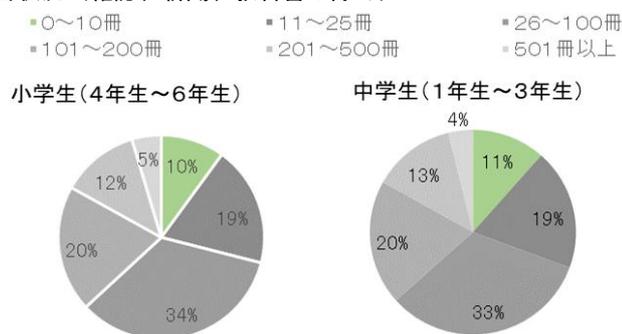
(4) 課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和3年度は多くの公立図書館で読み聞かせ等の事業が中止となり実施率は大きく下がりました。

令和5年度は回復傾向にありますが、幼少期から読書習慣を形成するために、読書に親しむきっかけをつくる事業をより広く展開することが課題であり、例えば、保護者が参加しやすいように、乳幼児健診時などの絵本の読み聞かせやリストの配布などを通じて家庭で読書に親しむ機会の充実を図るなど、多様な取組が実施されることが必要です。

また、令和5年度全国学力・学習状況調査において、保有する本の冊数が10冊未満である家庭が1割程度存在することから、様々な家庭に対して、本と触れ合う機会を作れるような取組をすることが大切です。

(図1-6) 「あなたの家には、およそどのくらい本がありますか」という質問に対する児童生徒の回答状況（雑誌、新聞、教科書は除く）



(文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙より、埼玉県に関するデータ)

³ 例えば、①乳幼児と保護者に絵本を贈る、又は乳幼児向けブックリストを配布する、いわゆるブックスタート事業に加え、②絵本を楽しむ体験として、読み聞かせやおはなし会等の開催も併せた事業のこと。

⁴ 平成17年度に県立久喜図書館に設置。子供の読書に関する各種資料や豊富な児童書をそろえ、子供の読書活動に関する支援事業を実施している。

施策2 地域における子供の読書活動の推進

(1) 数値目標

県内公立図書館における子供一人当たり⁵の貸出冊数を14.6冊とすること

(2) 主な取組

- ・市町村立図書館職員の研修の実施
- ・子供読書活動に携わる関係者への研修支援
- ・県内各種図書館⁶の交流・連携の推進

(3) 達成状況

令和4年度時点では、一人当たりの貸出冊数は14.8冊となりました。

(図1-7) 県内公立図書館における子供一人当たりの貸出冊数

(上段：冊数 下段：県内公立図書館全体の児童書総貸出冊数)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値
13.6	13.8	13.5	10.3	14.6	14.8	14.6
1,361万	1,368万	1,308万	982万	1,372万	1,372万	1,373万

(埼玉県図書館協会「埼玉の公立図書館」)

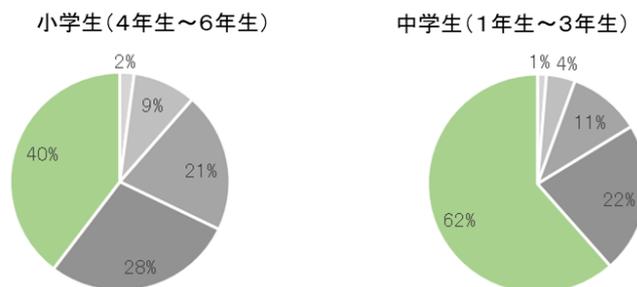
(4) 課題

目標値を達成できた一方で、令和5年度全国学力・学習状況調査においては、休み時間や休日に学校図書館や地域の図書館に「ほとんど、または、まったく行かない」と回答した児童生徒の数は小学生で約4割、中学生で約6割となっています。

子供たちが積極的に図書館を利用する機会の創出や普及・啓発に努めることが重要です。

(図1-8) 「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館(それぞれ電子図書館を含む)にどれくらい行きますか」という質問に対する児童生徒の回答状況

■週に4回以上 ■週に1～3回程度 ■月に1～3回程度 ■年に数回程度 ■ほとんど、または、まったく行かない



(文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙より、埼玉県に関するデータ)

施策3 学校等における子供の読書活動の推進

(1) 数値目標

県立高校における読書活動推進に向けた取組の実施率を100%とすること

⁵ 本計画における「子供」とは、おおむね18歳以下の者を指すが、公立図書館の児童室では、乳幼児から中学生向けの児童書を配置し、利用者の多くは中学生までであることから、本数値目標では、0歳から15歳までの人口を算出基礎とした(高校図書館の利用状況については、「埼玉高図研年報」(埼玉県高等学校図書館研究会発行)における調査がある。)

⁶ 県内公立図書館のほか、学校図書館等も含む。

(2) 主な取組

- ・小・中学校⁷における効果的な取組に関する情報の収集・提供
- ・県立高校図書館の活用⁸
- ・学校図書館への支援

(3) 達成状況

令和4年度時点では、実施率は60.4%となりました。

(図1-9) 県立高校における読書活動推進に向けた取組の実施率(%)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値
43.9	56.8	68.3	64.9	60.1	60.4	100

(高校教育指導課調査)

(4) 課題

県立高校における取組については、目標値には至らなかったものの平成29年度より実施率は増加しました。

実施率を更に増加させていくためには、学校図書館を活用した読書活動や、読書環境の整備、学校司書間での情報共有やノウハウの蓄積を進めることが課題となります。

また、先述のとおり、令和5年度全国学力・学習状況調査において、休み時間や休日に学校図書館や地域の図書館に「ほとんど、または、まったく行かない」と回答した児童生徒の数は小学生で約4割、中学生で約6割となっています。

学校等においても、幼少期から読書習慣を形成するための機会の創出や普及・啓発に努めることが重要です。

施策4 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

(1) 数値目標

県内市町村における「子ども読書の日⁹」関連行事の実施率を100%とすること。

(2) 主な取組

- ・「子ども読書の日」の啓発・広報
- ・「彩の国教育の日」の啓発・広報
- ・子供の読書への関心を高める取組の推進

(3) 達成状況

令和5年度時点では、実施率は85.7%(54市町)となりました。

(図1-10) 「子ども読書の日」関連行事の県内市町村実施率(上段:市町村数 下段:%)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
55	56	56	57	-	51	54	63
87.3	88.9	88.9	90.4	-	80.9	85.7	100

※下欄の「%」は、63市町村に対する割合を示す

※令和3年度は調査自体が中止となったため、数値なし

(文部科学省 「子ども読書の日」に関する取組予定状況調査のうち、埼玉県に関するデータ)

⁷ 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程をいう。

⁸ 埼玉県高等学校図書館研究会(県内高等学校の図書館担当教員及び学校司書で構成される。)において、毎年、推薦図書を分野別に掲載した冊子「新・高校生のための読書案内」の作成などに取り組んでいる。

⁹ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(第10条第1項)定められた。

(4) 課題

県内市町村における実施率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、読み聞かせ等の取組が中止になった時期もありましたが、8割以上の実施率を保っています。

実施率を更に増加させるためには、「子ども読書の日」などの関連行事の実施について、市町村へ働き掛け、参考となるような県内の取組事例について情報発信をしていくことが必要です。

また、各行事への子供たちの積極的な参加を促すためには、行事そのものの広報活動だけでなく、推奨図書などの取組を通じて、普段から子供の読書活動に対する県内の機運醸成を図ることも重要です。

施策5 子供が読書に親しむ推進体制の整備

(1) 数値目標

県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率を100%とすること

(2) 主な取組

- ・「埼玉県子供読書活動推進会議」による計画の進行管理と研究協議
- ・市町村の「子ども読書活動推進計画」策定支援
- ・市町村の子供の読書活動推進事業に関する情報の収集・提供

(3) 達成状況

令和5年度時点では、策定率は81.0%（51市町）となりました。

(図1-1-1) 「子ども読書活動推進計画」の県内市町村策定率（上段：市町村数 下段：%）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
40	43	45	47	-	48	51	63
63.5	68.3	71.4	74.6	-	76.2	81.0	100

※令和3年度は調査自体が中止となったため、数値なし

(文部科学省「『子ども読書活動推進計画』策定状況調査」・生涯学習推進課調査)

(4) 課題

県全体で子供の読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくには、各地域の課題を踏まえた、子供読書活動に係る市町村の推進計画の策定が重要となります。

市町村の推進計画策定率は増加していますが、未策定の町村に対して、県として引き続き策定の意義を伝えるとともに、必要な支援や助言を通じて働き掛ける必要があります。

また、計画策定済みの市町村に対しては、施策を実施する上で参考となるような事例や情報の共有など、必要な支援を行うことも重要です。

第3章 子供の読書活動を取り巻く状況

1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月、視覚障害等の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした、読書バリアフリー法が公布・施行されました。

また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」という。）が策定されました。

本県では、読書バリアフリー法第8条に基づく読書バリアフリー基本計画を包含する形で、「第7期埼玉県障害者支援計画（令和6年度～令和8年度）」を令和6年3月に策定しました。

2 教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、政府全体で、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められています。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられました。

国の動きとしては、令和元年度補正予算を皮切りに、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想の実現が加速し、本県においても整備が進んでいます。

また、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子どもたちの教育の質を、教育DXを通じて全国どこでも向上させる必要があり、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと等が示されました。

3 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」

令和4年1月、国は令和4年度から令和8年度までを対象期間とする第6次学校図書館計画を策定しました。同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新や学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしています。

県内における、学校図書館図書標準を達成している学校数が占める割合について、令和2年度調査時点では小学校が約75%、中学校が約64%となっています。

4 学習指導要領の改訂と実施

中央教育審議会の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月）を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成30年以降順次実施されました。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること、また、地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されています。このため、各学校においては学習指導要領等を踏まえ、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましいとされています。

また、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるように努めることも望ましいとされています。

5 こども基本法の成立

令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）や「こども基本法」（令和4年法律第77号）等が成立しました。これらを踏まえ、子供の最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子供の意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。

読書活動の推進においても、子供が主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等の様々な方法で子供の意見聴取の機会を確保し、多様な子供の意見を取組に反映させる等、子供の視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

6 国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

国は令和5年3月に第五次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を閣議決定しました。

この計画では、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な時代において必要とされる資質や能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であるとし、全ての子供たちが読書活動の恩恵を受けられるよう、下記の4つの基本方針を定めています。

- ① 不読率¹⁰の低減
- ② 多様な子どもたちの読書機会の確保
- ③ デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ④ 子どもの視点に立った読書活動の推進

不読率の低減においては、全国的に高校生の不読率が高い状況が続いていることに触れ、乳幼児期からの読書習慣の形成を促すことだけでなく、主体的に読書に関心を持てるような取組の推進を図る必要がある、としています。

また、同計画の中では、子供の読書活動の推進体制についても言及しています。

地方公共団体は、地域の実情を踏まえた子供の読書活動の推進に関する施策の策定だけでなく、子供の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化や、必要な体制の整備を図るものとしています。

また、都道府県としての取組として、教育委員会のみならず横断的な取組が行われるような体制整備、都道府県立図書館を活用した市町村への支援、域内市町村への助言や取組等の紹介、高校生や私立学校に通う子供に着目した取組・施策の実施に努めることが重要であるとしています。

推進方策としては、家庭・地域・学校のそれぞれが中心となって子供の読書活動の推進に取り組むだけでなく、様々な人や機関との連携・協力や人材育成などの共通的な事項について、それぞれと認識を共有することが重要であるとしています。

7 国及び県における新たな教育振興基本計画

国は、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定しました。同計画は「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など五つの基本方針の下、子供の読書活動の推進に触れた「豊かな心の育成」など16の教育政策の目標を掲げています。

本県では「第4期埼玉県教育振興基本計画（令和6年度～令和10年度）」を令和6年7月に策定しました。読書活動の推進については、「目標Ⅰ 確かな学力の育成」と「目標Ⅱ 豊かな心の育成」に位置付け、家庭、地域、学校等において子供が読書に親しむ機会の提

¹⁰ 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）に基づき、「5月1か月間に読んだ本の冊数が0冊」の児童生徒の割合を「不読率」としている。

供と環境の整備・充実を図り、子供の読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制の整備を行うとしています。

第4章 基本方針と取組の視点

将来の予測が困難であり、多様化が進む社会の中で、子供たちには、自ら課題を発見し解決する力を持つことや、他者を尊重し、多様な価値観を持つ人々と協働しながら、新たな価値を創造することが求められます。

読書は、子供たちの感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けることや、読解力・表現力などを育むことに資するという観点からも、その重要性が高まっているとの指摘もあり、読書活動を推進する必要があります。

これらを踏まえ、県内全ての子供たちが読書活動の恩恵を享受できるよう、本計画の目指す姿を、第四次計画を踏まえ「～全ての子供たちに本との出会いを～」と掲げます。

目指す姿の実現に当たっては、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とするとともに、第4期埼玉県教育振興基本計画、第四次計画で見えてきた課題、子供たちを取り巻く状況の変化を踏まえ、基本方針と取組の視点を定めます。

(図2) 本計画の骨子

目指す姿	～全ての子供たちに本との出会いを～
基本方針	不読率の低減
取組の視点	1.多様な子供たちの読書機会の確保 2.デジタル社会に対応した読書環境の整備 3.子供の視点に立った読書活動の推進 4.地域と連携した読書活動の拡大

1 基本方針 不読率の低減

読書によって得られる想像力や表現力などが子供の人生を豊かにすることを踏まえれば、全ての子供たちが日常的に本と接する機会を持つことが大切です。

一方で、第四次計画の全体目標「1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合」は目標を達成しておらず、増加傾向にあります。

本計画では、「1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合」を「不読率」と定義し、その低減を基本方針として定め、子供の読書活動を推進します。

不読率の低減に向けて、乳幼児期からの読書習慣の形成とともに、主体的に読書に関心や興味を持てるよう、家庭、地域、学校等において子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。また、子供の読書活動に関する啓発や広報、読書に親しむための推進体制の整備を行います。

2 取組の視点

視点1 多様な子供たちの読書機会の確保

本県における特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあります。

また、小・中学校、高等学校の通常の学級においても、通級による指導を受けている児童生徒が増加しています。

さらに、不登校児童生徒、経済的に困難な状況にある子供、日本語指導が必要な児童生徒、LGBTQの児童生徒など、多様なニーズを有する子供たちが存在します。

読書活動の推進に当たっても、多様なニーズを有する子供たちを受容し、それに対応した多様な資料の提供や取組を行うことが重要です。

本県では「第7期埼玉県障害者支援計画（令和6年度～令和8年度）」において、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍の充実等の取組を進めています。

これらを踏まえ、本計画では、多様な環境にある、あらゆる子供たちの読書機会の確保を目指します。

県内公立図書館への資料収集支援、学校図書館の読書環境整備充実などを通じて、全县での展開に努めます。

視点2 デジタル社会に対応した読書環境の整備

学校においては、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる取組が進められてきました。

GIGAスクール構想によって整備されたICT環境を活用した学習が行われるなど、デジタル技術の良さを生かした多様な教育活動が生み出されています。

また、国のデジタル田園都市国家構想基本方針では、図書館などの社会教育施設の活用を促進することで、課題解決に向けたコミュニティ活動を活発化し、誰一人として取り残されないデジタル社会の実現を図るとされています。

これらを踏まえ、本計画では、子供たちの言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子供たちの読書機会の確保や、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするため、デジタル社会に対応した読書環境の整備を目指し、モデルとなるような事例の収集を進めます。

また、デジタル資料の収集やインターネットを活用した読書活動の事例収集や広報にも努めます。

視点3 子供の視点に立った読書活動の推進

こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、子供の意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められています。

これを踏まえ、本計画では、子供の視点に立った読書活動の推進を目指します。

様々な読書活動において、子供の意見を聴取する機会を設けることに努めるとともに、子供が企画段階から参画するなど主体的な読書活動や、子供が自主的に参加する読書活動などの事例収集や広報に努めます。

視点4 地域と連携した読書活動の拡大

子供の読書活動を総合的に推進するためには、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力することが重要です。

併せて、地域の実情を踏まえ、子供の読書活動に関する計画が各々の地域において策定されることが大切です。

これらを踏まえ、本計画では、地域と連携した読書活動の拡大を目指します。

ここでいう「地域」には、県内市町村だけではなく、読み聞かせ等を行うボランティアや地域書店など、本と子供たちをつなぐ、世代を超えたあらゆる担い手も含まれます。

県が行う地域支援として、市町村に対する子供の読書活動を推進するための計画策定支援、市町村等における施策の紹介、域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行います。

また、県の関連部局間で横断的な取組が行われるような体制を整備します。

第5章 施策と指標

第4章における基本方針と取組の視点を踏まえ、本計画では四つの施策を定め、県内の子供の読書活動の推進を図ります。

また、指標を設定し、計画の進捗状況を測るとともに、目標値の達成を目指します。

1 施策

施策については、子供を取り巻く身近な環境である「家庭」「地域」「学校等」それぞれの施策、その三つの環境で横断的に実施する施策の四つを定め、読書活動の推進を進めます。

施策1 家庭における子供の読書活動の推進

子供の読書習慣は日常生活を通じて形成されるものであり、読書が子供たちの生活に浸透していくためには、保護者の役割が非常に重要です。同時に、多様な家庭のあり方にも配慮する必要があります。

本計画においては、子供の読書活動の意義や重要性について各家庭での理解が深まるよう、「子ども読書支援センター（県立久喜図書館）」による支援や「埼玉県家庭教育アドバイザー」の活動を通じて、読み聞かせや「家読（うちどく）¹¹」などの実践を促します。

【主な取組】

取組 No.	1	取組名	保護者への支援
取組内容	<p>おはなし会など子供と本を結ぶ行事の実施や、「子ども読書支援センター」による保護者などの個人からの相談対応、乳幼児向け絵本リストの書店・商業施設・病院等での配布を行います。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 絵本のタネまきプロジェクト <p>https://www.lib.pref.saitama.jp/guide/children/tanemaki.html</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p>『埼玉県立図書館司書がすすめる とっておきのえほん100冊』</p> <p>10のテーマで、対象年齢をわけて掲載しています。</p> <p>冊子は、下の二次元コードからダウンロードできます。</p>  </div> </div>		
取組 No.	2	取組名	「埼玉県家庭教育アドバイザー」による啓発活動
取組内容	<p>「埼玉県家庭教育アドバイザー」による「親子ふれあい活動」や「親の学習」講座を行います。</p>		

¹¹ 家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動。県内では、三郷市、三芳町などの取組事例がある。両市町では家読（うちどく）に取り組むとともに、議会議決による「読書のまち」宣言を行っている。

※三郷市「日本一の読書のまち三郷」

(https://www.city.misato.lg.jp/kanko_bunka_sports/shogaigakushu/nihonichinodokushonomachimisato/7386.html)

※三芳町「よみ愛・読書のまち」 (<https://www.lib.miyoshi.saitama.jp/libguide?1&pid=256>)

施策2 地域における子供の読書活動の推進

地域における子供の読書活動の推進を図るためには、図書館が主体となって資料の収集や多様な子供たちが読書に親しむ機会を提供する必要があります。

本計画においては、図書館をはじめとする子供の読書活動関係者への支援を行うとともに、多様な子供たちが多くの本と出会うよう、資料収集や読書に親しむ機会の提供に努めます。

【主な取組】

取組 No.	3	取組名	子供の読書活動関係者への支援
取組内容	<p>「子ども読書支援センター(県立久喜図書館)」において、子供の読書活動に関する県民からの幅広い相談対応や情報収集・広報を行い、子供の読書活動関係者や関係機関の活動を支援します。また、優良図書リストの作成や情報誌「Shien」の発行等も行います。資料については、児童資料の網羅的収集のほか、外国語資料の収集に努めます。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書支援情報誌「Shien」 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>子供の読書に関わる方たちの活動とネットワークを支援(Shien)するため、年1回発行しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度発行 第32号 特集「科学絵本とは」 ・令和4年度発行 第31号 特集「ストーリーテリングとは」 </div> 		

取組 No.	4	取組名	多様な子供たちへの読書機会の提供
取組内容	<p>点字絵本、音声デジター、マルチメディアデジター、布絵本、LLブック、外国語資料等の収集・提供及び「りんごの棚¹²」の普及を図ります。また、教員等を対象にした研修の実施や、図書館利用に障害のある子供に対するサービスについての情報収集や提供を行います。読書環境の変化を踏まえ、アクセシブルな電子書籍やオーディオブックの導入について検討します。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立久喜図書館内りんごの棚 ・手作り布絵本 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真上部 『きしゃどうぶつごう』 ぐるーぶ・もこもこ／[さく]</p> <p>写真左下・中央 『うたのえほん 1』 のぐちみつよ／[さく]</p> <p>写真右下 『おめめをあけて』 のぐちみつよ／[さく]</p>		

取組 No.	5	取組名	図書館未設置町の公民館図書室への支援
取組内容	<p>図書館未設置町において、子供の読書活動を推進する役割を担う公民館図書室には、資料の搬送や協カレファレンス¹³などによる支援を行うとともに、サービスや運営に関する助言などを行い、図書館設置に向けた機運の醸成を図ります。</p>		

¹² 誰もが読書を楽しめるよう点字絵本・布絵本・マルチメディアデジター等の資料を置いた棚のこと。県内では、小川町立図書館、川越市立高階図書館等の事例がある。同様の取組として、県立久喜図書館では「見て・聴いて・感じる読書コーナー」を設置している。

¹³ 市町村立図書館などで利用者から寄せられた調査依頼や問い合わせについて対応できない場合に、県立図書館が代わって調査し、市町村立図書館などに資料や情報源などを提示するサービス。

施策3 学校等における子供の読書活動の推進

学校等における読書活動は、子供たちが読書習慣を身に付け、読書の幅を広げていくための重要な機会です。

このため、学校図書館の環境整備や活用も進めることが大切です。

本計画においては、「学校図書館ガイドライン」(文部科学省)及び「指導の重点」(埼玉県)に基づき、県立学校図書館の環境整備を進め、市町村についても整備の推進を呼びかけます。

また、「主体的・対話的で深い学びの実現」や「総合的な探究(学習)の時間」を踏まえた学校図書館の活用について、各学校図書館において参考となるような取組事例の収集や情報提供等を行います。

【主な取組】

取組 No.	6	取組名 学校図書館の整備充実・活用促進
取組内容	<p>「学校図書館ガイドライン」(文部科学省)及び「指導の重点」(埼玉県)に基づき、学校図書館設備やICTを活用した情報化(蔵書情報のデータベース化等)などによる学校図書館の環境整備の状況を把握し、学校図書館の整備充実を市町村に働きかけます。</p> <p>また、各学校における児童生徒の「主体的・対話的で深い学びの実現」や「総合的な探究(学習)の時間」を踏まえた学校図書館の活用事例や特別支援学校における読書活動の活用事例、学校間あるいは近隣書店等との連携事例の収集や情報提供、要望に応じた支援を行います。</p> <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県立松伏高等学校(令和3年度文部科学大臣表彰受賞校) <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【日常的な取組(一例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web OPAC による蔵書検索、予約機能等の提供 ・Google Classroom を活用した情報発信(図書館からのお知らせ、連絡、図書館便り等の配信など) ・Google フォームによる利用者リクエストの受付 ・Google Workspace を活用した他校との連携・協力(実践・情報の共有、記録の蓄積、意見の収集・調整、オンライン会議の実施など) ・近隣 10 校から成るネットワーク活動による図書館資料の相互貸借および定期巡回車の運航、テーマ展示など <p>【イベント的な取組(一例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型テレビモニター、タブレット端末、無線LANなどを活用した、司書による新入生図書館オリエンテーション ・毎年、近隣 9 校で実施している「図書委員研修交流会」への図書委員の参加 ・Google Workspace を活用した「図書館においてほしいマンガ総選挙」「雑誌入れ替えアンケート」等の実施 ・Google Meet による「オンライン図書館見学会」の実施 </div> </div>	
取組 No.	7	取組名 教育活動における読書活動の推進
取組内容	<p>県立高等学校の国語科を中核としつつ、教科活動や教科等横断的な探究活動を通じて、読書活動を推進する取り組みを行います。</p>	

施策4 子供の読書活動の横断的推進

子供の読書活動の推進に当たっては、家庭・地域・学校等が中心となり、県全体で取り組むとともに、地域の実情に合わせた取組が行われることが重要です。中でも、共通事項として横断的に推進すべき取組について、次のとおり整理します。

(1) 連携・協力の推進

子供たちを取り巻く読書環境や読書に親しむ機会を拡大し、充実させるためには、様々な機関や人々が連携し協力することが重要です。

本計画においては、県立図書館を中心に、公立図書館やボランティアをはじめとした地域の担い手、学校図書館との連携を図り、県内の協力体制を強化していきます。

【主な取組】

取組 No.	8	取組名 市町村立図書館との連携・協力
取組内容	市町村立図書館からの図書館サービスや運営に関する相談に対応します。また、「埼玉県内図書館横断検索」システムの活用や効率的な資料搬送網の維持・整備を行います。	
取組 No.	9	取組名 地域の担い手との連携・協力
取組内容	<p>読み聞かせボランティア等の地域における子供の読書活動の担い手からの相談に対応します。また、「図書館と県民のつどい埼玉」の開催による、定期的な交流や連携の機会を創出します。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館と県民のつどい埼玉 2023 	
取組 No.	10	取組名 学校(図書館)との連携・協力
取組内容	<p>学校司書や司書教諭からの運営上の相談に対応します。また、学校図書館への資料貸出やレファレンスなどを行い、学校図書館の様々な活動を支援します。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体へのセット貸出(学校支援セット)案内と活用事例 	

(2) 人材育成の推進

多様な子供たちの読書活動の担い手へ求められるスキルや知識は、急速に変化するとともに複雑化しています。

本計画においては、図書館や学校図書館の司書などの職員だけではなく、学校の教員、保育園や児童館の職員のほか、ボランティアに対し、研修の実施やニーズに応じた講座等の開催を行うことで、子供の読書活動の担い手の資質・能力の向上や、読書活動の重要性を認識する機会の増加を図ります。

【主な取組】

取組 No.	11	取組名	市町村立図書館職員への研修
取組内容	市町村立図書館の児童サービス担当職員に対し、経験や勤務年数などに応じた、入門から専門講座までのきめ細かい研修を実施します。		
取組 No.	12	取組名	ボランティア等への研修
取組内容	「おはなしボランティア指導者」へのフォローアップ研修を継続的に実施するとともに、指導者を学校や地域で開催される研修会への派遣を行います。		
取組 No.	13	取組名	幼稚園教員、保育士、児童館職員への研修
取組内容	幼稚園教員、保育士、児童館職員に対し、子供の読書に関する研修を継続して実施するとともに、研修の充実を働き掛けます。		
取組 No.	14	取組名	教職員や学校司書等への研修
取組内容	<p>小・中学校、県立高等学校、県立特別支援学校の司書教諭などの教員や学校司書の資質向上を図る研修を実施します。</p> <p>また、学校図書館講座、県政出前講座などを開催します。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書活動推進講座の様子 ・特別支援学校図書館運営講座 		
取組 No.	15	取組名	小・中学校における司書教諭の確保
取組内容	司書教諭が12学級以上の全ての小・中学校で発令されるとともに、12学級未満の学校についても発令が進むよう市町村に働き掛けます。		

(3) 普及啓発の推進

県内の子供の読書活動を推進する社会的気運の醸成や、読書に親しむ機会を拡大するためには、読書活動に関する様々な行事の開催や啓発・広報活動などの情報発信が重要です。

本計画においては、「子ども読書の日」などの広報や、「埼玉県推奨図書」の選定・普及を行い、県内の読書活動を促進します。

また、県内の先進的な取組や特筆すべき取組事例を収集し、発信することで、関係者の意欲向上や活動内容の拡大と充実を図るとともに、広く県民の間に子供の読書活動についての関心と理解を深めることを目指します。

【主な取組】

取組 No.	16	取組名	「子ども読書の日」の啓発・広報
取組内容	ポスターやリーフレットなどの周知により、「子ども読書の日(4月23日)」の啓発・広報を行います。また、「子ども読書の日」に関連して子供の読書活動に関連する資料展示やおはなし会などを実施します。		

取組 No.	17	取組名	「彩の国教育の日」の啓発・広報
取組内容	「彩の国教育の日(11月1日)」、「彩の国教育週間(11月1日～7日)」における子供の読書活動について、県ホームページなどを活用して啓発・広報を行います。		

取組 No.	18	取組名	「埼玉県推奨図書」の選定・普及
取組内容	<p>埼玉県青少年健全育成条例に基づき、「埼玉県推奨図書」を選定するとともに、掲示資料の配布や県ホームページでの紹介、イベントや図書館、書店などでの展示により、保護者の理解と関心が高まるよう、「埼玉県推奨図書」の普及に努めます。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度埼玉県推奨図書(乳幼児向け) (小学校5・6年生向け) (高校生・青年向け) 		

取組 No.	19	取組名	子供の読書活動推進事業に関する事例の収集・発信
取組内容	子供の読書活動の推進に参考となる優良事例を収集し、県ホームページ「埼玉県子供読書情報室」などにより市町村をはじめとする県内の子供読書活動関係者へ情報提供を行います。		

(4) 子供の読書への関心を高める取組の推進

子供自身が読書への関心を高めるためには、乳幼児からの読み聞かせなどの発達段階に応じた読書活動だけでなく、読書への興味や関心に応じて、子供同士が協働する活動や、子供が主体的に読書活動に取り組む活動を促すことも重要です。

本計画においては、県内各地、学校等で既に行われている取組を支援するとともに、子供が主体的に参加できる取組を推進します。

【主な取組】

取組 No.	20	取組名 子供が主体となった読書活動の推進						
取組内容		<p>県内各地、学校等で行われている読書会、ストーリーテリング、ブックトーク、知的書評合戦(ビブリオバトル)、ピッチ(pitch)トーク等の取組を支援するとともに、子供同士の体験や意見交換、また、世代を超えた読書体験を通じて交流の促進などを図り、子供の読書への関心を高める取組を推進します。</p> <p>また、子供が各取組の企画から参加するなど、主体的に参加できる取組を推進します。</p> <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的書評合戦(ビブリオバトル) <p>発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。</p> <p>ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。</p> <p><彩の国 高校生ビブリオバトル></p>  <p>[近年のビブリオバトル参加校数]</p> <table border="1"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>22校</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>26校</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>33校</td> </tr> </table> <p>*令和5年度県優勝校は、全国大会でも優勝</p> ・ピッチ(pitch)トーク <p>テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組。ビブリオバトルの形式を取ってもよい。</p> <p><県立高校での実践事例></p>  <p>県立川越初雁高等学校での取組内容</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な探究の時間において、1年次から継続的に実施 ・人に分かりやすく伝える力(コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力等)を養うため、1～2分の短い時間で人の心を動かすことを目指す。 ・短時間の活動であるため、生徒もチャレンジしやすい。 ・pitchの動画を作成し、共有する場合もある。 	令和3年度	22校	令和4年度	26校	令和5年度	33校
令和3年度	22校							
令和4年度	26校							
令和5年度	33校							
取組 No.	21	取組名 子供の意見を反映する機会の検討						
取組内容	子供の読書活動を推進していく上で、主体となる子供たちの意見をどう反映させていくかを検討していきます。							

(5) 推進体制の充実

子供の読書活動を総合的、計画的に推進するためには、埼玉県の関係部局の連携・協力と、市町村における子供を含む読書活動推進計画等の整備が重要となります。

本計画においては、全ての市町村においての策定を目指すため、引き続き計画策定に際しての助言等の支援を行います。

【主な取組】

取組 No.	22	取組名	市町村の「子供読書活動推進計画」策定支援
取組内容	「子供読書活動推進計画」の策定が進むよう、市町村への助言等の支援を行います。		

取組 No.	23	取組名	「埼玉県子供読書活動推進会議」による計画の進行管理と協議
取組内容	学校、図書館、民間団体、行政などの関係者から成る「埼玉県子供読書活動推進会議」を開催し、推進計画の実施状況や達成状況を点検・評価し、適切な進行管理に努めます。 また、実践活動の共有や子供たちの声を聞くなど、学校、図書館、民間団体などの連携・協力の在り方に関する研究協議を進めます。		

2 全体目標と施策ごとの指標

計画の進捗状況の把握と管理を行うため、基本方針に対応する目標と、各施策に対応する指標を設定します。

また、各取組の実績や子供の読書活動に関する調査結果等も活用し、計画の進捗状況を把握するとともに、子供読書活動推進会議の場で協議し、計画の推進を図っていきます。

全体目標	1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合の減少
令和10年度 目標値	小学生：7.8% 中学生：12.8% 参考：令和5年度時点 小学生 14.7% 中学生 20.7%
<p>基本方針となる「不読率の低減」の県内の状況を把握するために、『1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合』を成果目標とします。</p> <p>また、読書環境の変化を踏まえ、電子書籍による読書を含みます。</p>	

指標①	県内公立図書館における子供一人当たりの児童書貸出冊数
関連施策	家庭における子供の読書活動の推進
令和10年度 目標値	16.3冊 参考：令和4年度時点 14.8冊
<p>家庭における読書活動の推進状況を把握するために、『県内公立図書館における子供一人当たりの児童書貸出冊数』を指標とします。</p>	

指標②	県内市町村における「子ども読書の日」関連行事の実施率
関連施策	地域における子供の読書活動の推進
令和10年度 目標値	100%(全ての市町村で実施) 参考：令和5年度時点 85.7%
<p>地域における読書活動の推進状況を把握するために、『県内市町村における「子ども読書の日」関連行事の実施率』を指標とします。</p>	

指標③	県内高校図書館における貸出利用率
関連施策	学校等における子供の読書活動の推進
令和10年度 目標値	50% 参考: 令和4年度時点 35.3%
<p>学校等における読書活動の推進状況を把握するために、『県内高校(国立・私立除く)図書館における生徒の貸出利用率』を指標とします。</p> <p>※貸出利用率とは、県内高校において、この1年間に1冊でも学校図書館で図書を借りたことのある生徒の割合を指します。</p>	

指標④	県内市町村における「子供読書活動推進計画」の策定率
関連施策	子供の読書活動の横断的推進
令和10年度 目標値	100%(全ての市町村で実施) 参考: 令和5年度時点 81.0%
<p>子供の読書活動の横断的推進状況を把握するために、『県内市町村における「子供読書活動推進計画」の策定率』を指標とします。</p> <p>※本指標における計画とは、子供読書活動推進計画、あるいはこれを含有する計画を指します。</p>	



埼玉県マスコット「さいたま丸」

埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）

令和6年7月

埼玉県教育委員会

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-824-2111（代表）